

令和 7 年 7 月 31 日 開催

令 和 7 年

第 7 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

令和7年第7回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年7月31日（木） 開会 16：30 閉会 17：00

2 開催場所 函館市役所 8階大会議室

3 出席委員

議長	立藏 義春	5番	八戸 千修
1番	川村 稔	6番	山田 美代子
3番	佐藤 勉	7番	近江 政夫
4番	大槻 寅男	9番	西浦 克彦

以上8名

4 事務局出席者

局長	鹿 磯 純志	主事	小笠原 康太
局次長	吉田 浩樹		
農地課長	石岡 正直		
主任主事	佐々木 大介		

以上5名

5 付議事項

- 議案第1号 土地の現況証明書の交付について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
- 報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）

16：30 開会

議長（立藏会長）

本日の欠席委員について、8番菅原委員が欠席しておりますので、お知らせいたします。

ただいまより、令和7年第7回農業委員会総会を開会いたします。

まずははじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。

委員ならびに事務局職員はご起立願います。

函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

ご着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案3件、報告1件、計4件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の日程に進みます。

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、4番大槻委員、5番八戸委員の両名を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

次に、日程第2、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の2ページをお開き願います。

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が9件あったことから、審議を求めるものでございます。

3ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1筆354平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

記載の3名の農業委員にて、7月24日に現地調査を行っており、このページの下段が箇所図となってございます。

なお、番号1から番号9まで、現地調査日、調査委員、箇所図の記載位置は同じでするので、番号2からのご説明は、省略させていただきます。

4 ページをお開き願います。

番号 2 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1筆381平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

5 ページをお開き願います。

番号 3 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、3筆合計105平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

6 ページをお開き願います。

番号 4 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1筆2千735平方メートル、都市計画区域は、区域外でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

7 ページをお開き願います。

番号 5 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、2筆合計2千599平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

8 ページをお開き願います。

番号 6 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1筆2千022平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

9 ページをお開き願います。

番号 7 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、2筆合計1千584平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

10 ページをお開き願います。

番号 8 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1筆合計2万3千206平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

なお、番号 8 につきましては、先月総会で否決されたものであり、所有者のご希望で、再度、提出があったものでございます。

11 ページをお開き願います。

番号 9 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、54筆合計3万1千185.79平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。
以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、5番八戸委員から、ご報告願います。

5番（八戸委員）

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」に係る現地調査結果ですが、この案件について、佐藤委員と大槻委員と私の3名と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は、耕作によらず木々が生い茂っている山林状態でありました。

番号2について、申請地は、耕作によらず宅地状態がありました。

番号3について、申請地は、3筆とも耕作によらず道路状態がありました。

番号4について、申請地は、耕作によらず雑草が繁茂し、灌木類が育成した原野状態がありました。

番号5について、申請地は、2筆とも耕作によらず、雑草が繁茂し、灌木類が育成した原野状態がありました。

番号6について、申請地は、耕作によらず雑草が繁茂し、灌木類が育成した原野状態がありました。

番号7について、申請地は、1段目に記載の農地は耕作によらず雑草が繁茂した雑種地状態がありました。

2段目の農地は、木々が生い茂っている山林状態がありました。

番号8について、申請地は、前回調査員の報告同様、現地に変化はみられず、耕作されておりませんが、農業用機械により耕起することで、利用が可能になるものと判断いたしましたので、農地・採草放牧地以外と証明することは相当ではなく、農地であると判断しました。

番号9について、申請地は、54筆全て耕作によらず雑草が繁茂し、全般的に砂利が多く混入しており、また一部、灌木類が育成した原野状態および木々が生い茂っている山林状態がありました。

以上、議案第1号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から、番号8につきましては、現況が農地・採草放牧地以外である証明の願い出ではあります、調査結果の報告は農地であるとの判断であります。

その他の番号につきましては、現況が農地・採草放牧地以外であるとの報告でございます。

願い出のとおり、証明することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、番号1から7および番号9につきましては、願い出のとおり証明書を交付することとし、番号8につきましては、願い出のとおりではなく、農地であると判断することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、番号1から7および番号9につきましては、願い出のとおり、農地・採草放牧地以外であると証明書を交付することとし、番号8につきましては、農地であると判断することに、決定いたしました。

次に、日程第3、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の14ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、1件の所有権移転の許可申請があつたので、審議を求めるものでございます。

15ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、2筆合計898平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、16ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、5番八戸委員から、ご報告願います。

5番（八戸委員）

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、農地の所有権移転に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人の経営内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

次に、日程第4、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の 17 ページをお開き願います。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案2件について、審議を求めるものでございます。

この促進計画でございますが、ひとつの案件につき、出し手から機構、機構から受け手の2つの計画を作成することになることから、「番号1と番号2」を、一括してご説明申し上げます。

18ページをお開き願います。

番号1および番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、1万586平方メートル、権利を設定する者、受ける者は、記載のとおり、権利の種類は、賃借権でございます。

利用目的は田、権利の設定期間、借貸の金額は、記載のとおりとなっております。

なお、19ページが箇所図、このページの下段が調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、5番八戸委員から、ご報告願います。

5番（八戸委員）

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、番号1および番号2に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1および番号2について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく判断基準について、申請書に基づき、農地の効率的な利用、農作業に常時従事する者に関し、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号、番号1および番号2についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件の計画内容についてご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案について意見無しと決定すること、また北海道農業公社からの認可申請に対する認可その後の速やかな公告についてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり意見無しとし、認可およびその後の速やかな公告について決定することといたします。

次に、日程第5、報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の20ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が5件あったことから、「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

21ページをお開き願います。

このページの番号1から25ページの番号5まで、市街化区域5件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、全て農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

最後に、その他ですが、2点お話がございます。

1点目ですが、次回の総会は、令和7年8月28日木曜日午後2時から、市役所8階第2会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、農地バンク関連は、既に期日を過ぎておりますが7月29日火曜日、農地法関連は8月5日火曜日となっております。

続いて、2点目ですが、次回総会の現地調査日は、8月21日木曜日午後1時からとなります。

それでは、8月の現地調査委員を指名いたします。

6番山田委員、7番近江委員、8番菅原委員、以上3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に、事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

私からは以上ですが、他に各委員から、何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

17：00閉会

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長立藏義春

署名委員大槻寅男

署名委員八戸千修